

火災・地震等が発生した場合の実験動物への緊急対応マニュアル

奈良教育大学

(事故発生時の措置)

1. 火災・地震その他事故等により、実験動物の逸走等が発生または発生する恐れのある事態（以下「事故等」という。）が発生した場合は、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 緊急時対応通報連絡体制（別紙参照）により通報を行う。
 - (2) 速やかに実験動物を保護すること。
 - (3) 施設を点検し、異常があるときは適切な措置を講じること。

(生物災害の発生または拡大の防止)

2. 管理者及び動物実験実施者は、次に掲げる場合、直ちに生物災害の発生または拡大を防止するための応急の措置を講じる。
 - (1) 実験動物から外傷を受けた者があるとき。
 - (2) 実験動物に由来する感染源により、重篤な感染症に感染した者があるとき。
 - (3) 施設内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見されたとき。
 - (4) その他倫理または安全上の問題が生じたとき。

(事故等の再発防止)

3. 管理者及び動物実験実施者は、事故等が発生した場合、速やかにその原因を調査及び究明し、再発防止の措置を講じる。

(事故等に係る記録)

4. 管理者及び動物実験実施者は、事故等が発生した場合、次に掲げる事項を記録し、速やかに学長へ報告する。
 - (1) 発生日時及び場所
 - (2) 事故原因及び状況
 - (3) 障害及び事態の程度
 - (4) 再発防止に係る措置
 - (5) その他必要な事項

以 上